

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (山口集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は西側を川に東側を山に挟まれた地域である。ほ場整備された農地もあるものの、山際は傾斜地で狭小・不整形等耕作条件が悪い農地が多く遊休農地化が進んでいる。地区内の農家のうち若手認定農業者(1社)のほか50代の農家1戸を除いては、60代から80代の農家が水稻コシヒカリを中心に農地利用を行っている。また個々の営農とは別に有志グループを結成し地域の農地を守ってきた経緯もある。規模を拡大したい、現状を維持したい農家が半数近くあるが、集落内の高齢化が進み、後継者や若年者の農業取組意識の低下が課題である。

#### 【基礎データ】

- ・農家軒数 33軒 認定農業者(個人1名、企業1社)
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、ラベンダー、施設トマト、一般野菜

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は水稻を中心に作付けを行っていく。また山間部は個々の農家が自家野菜を中心に作付し農地の活用を継続する。そのほか近隣のラベンダーパークと連携したラベンダーの栽培や、園芸施設跡を活用したトマト栽培を継続する。

今後離農した際は農会が窓口となり、村内の中心経営体である認定農業者(1社)へ農地の集積を図る。また、中心経営体が借り受けできない山間部の農地については農会が保全活動を行い、それぞれが協力して集落内の農地を維持していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体を主とし、農地の集積化が図られているが、集約に向けての取組は現時点では行われていない。今後農地貸し付けの意向があった場合は、農会が窓口となり担い手(中心経営体)へ集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を通じた農地の賃借を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・効率的な営農のため農用地の大区画化について検討する。 ・多面的機能支払交付金を活用して農業用施設を順次修繕する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落内の高齢化が進み、後継者や若年層の農業取組意識の低下が課題となっているが、当集落内には若手の中心経営体として1社あり、農地の維持を図っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等への農業支援は行われていないが、近年、農作業(田植、刈取等)につて、近隣の大型農家に作業委託を行っている農家が増加している

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①⑦各種交付金を活用し獣害対策については、農会が中心となり獣害防止柵の点検等に取り組む。また耕作条件が悪い山間部に近い農地については、農会が中心となり保全活動を行い集落内の農地を維持していく。